

## いまどき相談事例 —川崎市消費者行政センターからの注意喚起情報—

# 「太陽光パネルの設置が義務化された」と言われ高額な契約をしたが・・・

### 【相談事例】

自然災害などが多いし、環境のことも考えて太陽光発電や蓄電池の設置を検討していた。訪問販売の業者から「川崎市では令和7年度から新築住宅に太陽光パネルの設置が義務化されたので、需要が増えて値段が上がる。早めに契約したほうが安くできる」と勧誘されて、太陽光パネル・蓄電池・電気給湯器を15年ローンで500万円の契約をしたが、**高額な契約**なので心配になった。



### アドバイス



- 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。
- 太陽光発電設備や家庭用蓄電池はメリットがありますが、反面それに伴うコストを考える必要がありますので慎重に検討しましょう。
- 太陽光パネルの設置の義務制度は、住宅を新築する人・購入する人・既に所有している人に対して、設置を義務付けるものではありません。

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**

### 相談時間

月～金曜日 9:00～16:00（金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付）

土曜日 10:00～16:00（土曜日は電話相談のみ受付）

\* 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

\* 来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください。

## 事例の解説

- 「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の改正に伴い創設された「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」は、戸建住宅等を含む延床面積が『2,000 平方メートル未満』の建築物を年間一定量以上建てる**建築事業者に対して太陽光パネルの設置を義務付ける制度です**（令和7年4月開始）。
- 対象事業者から住宅を購入する場合でも**購入者が設置の有無を選択できます**。また、**今住んでいる住宅に設置を義務付ける制度ではありません**。
- 太陽光発電設備や家庭用蓄電池を設置することで、その後の電気の購入量を減らすことができ電気料金が安くなったり、災害時にも役立つなどのメリットがありますが、**設置する場合は購入費用や設置工事費用、メンテナンス費用等が発生します**。契約する場合には、これらの費用についても考慮し、**数社から見積りを取り、慎重に検討することが重要です**。
- 売電収入は、気象条件や設置条件、ご家庭の電気の使用状況によって変わります。**売電収入を保証するような説明には気をつけてください**。
- 訪問販売で契約した場合は、**契約書面を交付された日を含め 8 日以内**であれば、事業者に書面または電磁的記録（電子メール等）で通知することによってクーリング・オフによる無条件解除が可能です。クーリング・オフ期間を過ぎても、契約書に不備があった場合にはクーリング・オフできる場合があります。
- どう対処してよいか迷うような電話がかかってきた場合は、川崎市消費者行政センターにご相談ください。
- 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度についてはこちらをご覧ください。  
**川崎市：新たに川崎市に家を建てる方・購入する方（市民の方向け）**  
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156234.html> 
- 太陽光発電設備に関する情報（市内で活動する事業者検索やよくあるご質問など）についてはこちらをご覧ください。  
**川崎市太陽光発電推進ポータルサイト（かわさき太陽光広場）**  
<https://kawasaki-taiyoukou.jp/> 

消費生活で困ったことがあればご相談ください！

川崎市消費者行政センター



相談窓口電話番号 **044-200-3030**